

議案第108号

小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年小松島市条例第38号）の一部を別紙のように改正する。

令和5年12月4日提出

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年小松島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第3項後段中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「，」「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項後段中「第6条第2項中」を「第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と，」に，「教育・保育給付認定子どもの総数」と，」を「教育・保育給付認定子どもの総数」と，「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と，」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。